

八雲町指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（素案）概要について

1 改正の趣旨

介護保険法、関係省令等の改正が行われ、平成28年度より小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）が「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置付けられました。これに伴い、当該サービス等の人員、設備基準及び運営基準を国の基準省令（以下「省令」といいます。）に基づき、各市町村等が条例で定めることとされているため、条例の一部改正を行うものです。

なお、1年間の経過措置が設けられていることから、当町では内容等精査を行うため、経過措置を活用して条例を制定します（条例制定までの期間は、省令により運営します）。

2 改正する条例

- 1) 「八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- 2) 「八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」

3 主な改正の内容

基本的には、省令に基づき、地域密着型通所介護を地域密着型サービスの一つとして位置付けた上で、人員・設備・運営基準を定めるものです。そのうえで参酌すべき基準の一部について町独自の基準を設けます。

（1）地域密着型通所介護の基準を追加（第59条の2～第59条の38）

- ①定員18人以下の通所介護が新たに創設「地域密着型通所介護」に移行することに伴い、地域密着型通所介護に係る人員、設備、及び運営に関する基準を定めます。
- ②【独自基準】（案）非常災害対策について、その他の地域密着型サービスと同様に自然災害対策について規定します（5 独自基準案について検討を参照）。

（2）認知症対応型通所介護（介護予防）に、地域との連携に関する基準を追加

（第80条）（介護予防第：第39条）

- ①地域密着型通所介護の基準に準じ、運営推進会議の設置と、概ね6ヶ月に1回以上の開催を義務付ける規定を追加します。

4 条例制定にあたっての省令の考え方

条例の制定にあたっては、国が示す省令を参照して、地域の実情に応じて基準を制定することとされ、その基準は、国が示す省令で「従うべき基準」、「標準」、および「参酌すべき基準」のいずれかによって、町独自の内容とできるかどうか定められています。

基準の類型（基準を条例で定めるにあたっての法令上の制約）

区分	法的効果	基準の具体例	
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	従業者及び員数、人権に直結する運営基準（身体的拘束など）	国の省令どおり
標準	通常よるべき基準	利用定員	
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	上位以外（面積その他設備・運営等に関する基準）	独自基準案検討

今回の省令の改正は、国の社会保障審議会において検討が重ねられ、パブリックコメントの結果を踏まえて実施されるものであることから、基本的に改正される省令と同一の内容で条例改正を行うこととしますが、次の基準について本町独自基準案の検討を行います。

5 独自基準案についての検討

非常災害対策について、他の地域密着型サービスの基準と同様に自然災害対策について規定します。

基準	基準省令の内容	本町独自の基準
非常災害対策	指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	1 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定地域密着型通所介護事業者

		<p>は、前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特殊性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。</p>
--	--	---

(理由)

社会福祉施設等における安全対策の充実という観点から、地震・津波等の自然災害を想定した非常災害対策の実施について、明文化します。

これは、道の基準においても同様に規定されており、平成25年4月の条例制定の際に、以下の地域密着型（介護予防）サービスについても同様の基準を規定しています。

【地域密着型サービス】

- ★認知症対応型通所介護 ★小規模多機能型居宅介護 ★認知症対応型共同生活介護
- ★地域密着型特定施設入居者生活介護 ★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ★看護小規模多機能型居宅介護

【地域密着型介護予防サービス】

- ★介護予防認知症対応型通所介護 ★介護予防小規模多機能型居宅介護
- ★介護予防認知症対応型共同生活介護

6 スケジュール

- 平成28年11月30日 第2回介護保険事業運営委員会にて承認済み
- 平成28年12月上旬 議会文教厚生常任委員会概要説明
- 平成28年12月下旬 広報1月号（パブリックコメント）掲載
- 平成29年 1月上旬～2月上旬 パブリックコメント実施
- 平成29年 2月中旬 パブリックコメント意見回答等
- 平成29年 3月上旬 条例（案）定例議会上程
- 平成29年 4月 1日 条例施行